

保存版

保護者の皆様

京都市立小野小学校
校長 橋本 有人

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は本校教育推進のため、何かとご理解・ご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。
さて、台風や地震等に対する非常措置について、下記の通り対応いたしますので、ご確認くださいませようよろしくお願いします。

台風に対する措置

→京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域）に
「暴風警報」が発令、解除された際の措置

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- 「暴風警報」が解除されるまで、自宅待機となります。
なお、臨時休業になった場合、後日、回復措置として振りかえて授業を行う場合もありますので、ご了承ください。
- 「暴風警報」が解除された場合、次のような措置をとります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 午前 7時までに解除になった場合……平常授業② 午前 9時までに解除になった場合……3校時（10時40分）から授業開始
【10時30分までに登校させてください。】③ 午前 11時までに解除になった場合……5校時（13時45分）から授業開始
【13時35分までに登校させてください。給食は中止します。】④ 午前 11時現在、警報発令中の場合……臨時休業 |
|--|

2. 登校後に「暴風警報」が発令された場合

- ◇ 気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・帰宅経路の安全等を充分考慮し、帰宅させるかどうか決定します。 「暴風警報」の際の引き渡しは実施いたしません。
- ◇ 下校の際は、教職員が町別ごとに付添い集団下校をしますが、家の近くまで迎えに出ていただくなど、保護者の皆様のご協力もお願いいたします。

3. その他

- ※ 「暴風警報」「特別警報」以外の「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、基本的に平常の授業をします。（山科川の水位が危険水位に達しない場合に限る。）
- ※ 台風の状況や登校等の情報は、「すぐる」配信でお知らせいたします。学校からの連絡手段を確保するため、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

水害の避難指示・緊急安全確保が発令された場合の措置

小野学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。小野学区に「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された場合には、台風により「暴風警報」が発表された場合に準じた措置を取ります。

「特別警報」が発令された場合の措置

→京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域）に
「特別警報」が発令、解除された際の措置

1. 「特別警報」が発令された場合

- ◇ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業とします。
午前0時までに解除になった場合 → 翌日の5校時より授業を開始します。
(給食は中止)
- ◇ 午前0時から登校前までに発令された場合：当日を臨時休業とします。

地震に対する措置

→山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区に
震度5弱以上の地震が発生した場合、下記の措置をとります。

1. 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ◇ 下校後、深夜0時までに発生した場合・・・翌日を臨時休業とします。
- ◇ 深夜0時以降、登校までに発生した場合・・・当日を臨時休業とします。
- ◇ 休業日、休業前日に発生した場合・・・原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」配信により、授業等を実施する旨を連絡します。
- ◇ 臨時休業を実施した際の授業再開について
登校の再開日は、学校の近隣の被害状況を確認の上、改めて「すぐーる」配信により連絡します。

2. 在校中に地震が発生した場合

下校の安全が確認できるまで学校に留め置き、その後「すぐーる」配信をいたしますので、引き取りをお願いします。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。(但し、「すぐーる」のサーバーの容量が多すぎて、表示までに時間がかかることがあります。)

今後、台風・地震等の災害が発生した時のために、このお知らせは1年間大切に残しておいてください。

学校ホームページにも掲載しますので、そちらでもご確認ください。